

補助金等取扱基準

補助金等の名称	SUWAを磨くまちづくり支援金
補助事業等の目 標	地域の活性化や市民生活の豊かさ向上に繋がるまちづくり事業を実施する市民や若者を中心に構成された団体に対して支援金を交付することによりまちづくりを担う人材を育成するとともに、市民及び若者による主体的な活動を支援し、魅力と活力に溢れる市民主役のまちづくりを推進する。
補助事業等の対 象 者	市内でまちづくりに関する事業を実施する団体であって、営利を目的としていないもの
補助対象経費	<p>1 補助対象となる事業は、市内で行われる広く市民に開かれた新たな事業（新たな事業と同等の水準であると市長が認めるリニューアル事業（以下「リニューアル事業」という。）を含む。）であって、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 若者まちづくり挑戦事業 代表者が諏訪市民（代表者が学生である場合は、実家が市内にある者又は市内の学校に通学している者を含む。）であって、かつ、構成員の半数以上が若者（30歳未満の者をいう。以下同じ。）である団体が行う学校教育活動以外の事業のうち、将来のまちづくりを担う若い世代の視点や柔軟で斬新な発想を生かし、若者が主体となって企画及び実施する事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 地域の活性化や賑わいの創出に繋がる事業 イ 地域の魅力を発掘し、内外へ発信する事業 ウ 若者世代がまちづくりについて考える機会を創出する事業 エ アからウに掲げるもののほか、市の発展や市民生活の豊かさの向上に繋がると市長が認める事業</p> <p>(2) 輝くまち・ひと促進事業 代表者及び構成員の半数以上が諏訪市民である団体が行う事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 前号ア又はイに掲げる事業 イ 多くの市民が楽しむことができ、市民交流を活性化させる事業 ウ ア及びイに掲げるもののほか、市の発展や市民生活の豊かさの向上に繋がると市長が認める事業</p> <p>2 補助対象経費は、補助対象となる事業の実施に直接必要となる経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 謝金 (2) 旅費及び交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 保険料 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p> <p>3 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 団体の運営費、人件費その他の経常的経費 (2) 団体の構成員相互の親睦に係る食糧費 (3) その他市長が適当でないと判断した経費</p>

<p>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>1 若者まちづくり挑戦事業に係る支援金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内の額とし、150,000円を上限とする。</p> <p>2 輝くまち・ひと促進事業に係る支援金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の5分の4以内の額とし、100,000円（リニューアル事業は、80,000円）を上限とする。</p> <p>3 若者まちづくり挑戦事業又は輝くまち・ひと促進事業の実施により参加費、協賛金その他市長が控除すべきと認める収入（以下「事業収入」という。）が生じた場合における支援金の額は、補助対象経費から事業収入の額を控除して得た額を超えない額とする。</p> <p>※算定した支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
<p>補助事業等の評価</p>	<p>補助事業者等からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>
<p>補助事業等の開始時期</p>	<p>平成29年4月1日</p>
<p>補助事業等の終了時期</p>	<p>令和4年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 市民のまちづくり事業を継続して支援していくことが市の発展につながるため。</p>
<p>情報の公表の方法等</p>	<p>補助事業者、補助金等の額、補助事業の効果及び評価を諏訪市ホームページで公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>1 次に掲げる事業については、この取扱基準による支援金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 営利を目的として実施される事業</p> <p>(2) 政治活動又は宗教活動に関係があると認められる事業</p> <p>(3) 国、長野県、市その他団体から補助を受けている事業</p> <p>(4) 環境整備等のハード事業又は備品の購入が主となる事業</p> <p>(5) 資格取得等専ら個人の利益が主となる事業</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した事業</p> <p>2 同一の団体が同一年度内に支援金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p> <p>3 同一の団体がリニューアル事業として支援金の交付を受けることができる回数は、同一事業につき1回を限度とする。</p>
<p>提出書類</p>	<p>1 支援金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業及び収支の計画が記載された書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助事業等が完了した者は、補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から2月を経過する日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業の内容、成果及び収支の状況が記載された書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係</p>

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）
令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）